

港区社会教育委員の委嘱について

報告内容

港区社会教育委員の設置に関する条例第2条に基づき、港区社会教育委員を委嘱します。

1 港区社会教育委員候補者

区分	氏名	現職名	期数
学識経験者	さかぐち みどり 坂口 緑	明治学院大学社会学部教授	5
	しばた きちこ 柴田 彩千子	東京学芸大学教育学部准教授	2
	おぎの りょうご 荻野 亮吾	日本女子大学人間社会学部准教授 東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員	新規
社会教育関係者	さそう なおひろ 佐生 直大	小学校PTA連合会 (麻布小学校PTA会長)	新規
	いのうえ たけし 井上 毅	中学校PTA連合会 (高陵中学校PTA会長)	新規
	ふくはら めぐみ 福原 恵美	青少年委員会副会長	2
家庭教育関係者	よつやなぎ ちかこ 四柳 千夏子	文部科学省 コミュニティ・スクール推進員 三鷹市教育委員会 三鷹市統括スクール・ コミュニティ推進員	新規
学校教育関係者	ふじい みちえ 藤井 未知江	幼稚園長会 (三光幼稚園園長)	新規
	みやじま じゅんいち 宮島 淳一	小学校長会 (麻布小学校校長)	新規
	たかまつ まさのり 高松 政則	中学校長会 (赤坂学園赤坂中学校校長)	新規

2 任期

令和5年6月1日～令和7年5月31日まで (2年間)

3 学識経験者及び家庭教育関係者（荻野委員及び四柳委員）の略歴

(1) 荻野委員

- ・令和2年9月から令和5年現在
東京大学 高齢社会総合研究機構 客員教授
- ・令和3年9月から令和5年現在
日本社会教育学会 常任理事
- ・令和3年11月から令和5年3月まで
佐賀市教育委員会 社会教育委員
- ・令和4年2月から令和5年3月まで
佐賀市 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会委員（副委員長）
- ・令和4年2月から令和5年3月まで
佐賀県立神崎高等学校 学校運営協議会委員（委員長）
- ・令和5年4月現在
日本女子大学 人間社会学部 教育学科 准教授

(2) 四柳委員

- ・平成25年から令和5年現在
文部科学省 コミュニティ・スクール推進員
- ・令和元年から令和5年現在
三鷹市教育委員会 三鷹市統括スクール・コミュニティ推進員

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○港区社会教育委員の設置に関する条例

昭和四十四年三月三十一日

条例第五号

改正 平成二六年三月二六日条例第一五号

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条の規定に基づき、港区に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから、港区教育委員会が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者

(定数)

第三条 委員の定数は、十人以内とする。

(任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、特別の事由があるときは、任期中においても解嘱することができる。

- 2 前項の任期は、委嘱の日から起算する。
- 3 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、港区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二六年三月二六日条例第一五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

○港区社会教育委員会議規則

昭和四十四年三月三十一日

教育委員会規則第一号

改正 平成一〇年二月一八日教育委員会規則第七号

平成二二年三月二四日教育委員会規則第一三号

平成二六年三月二八日教育委員会規則第一〇号

平成三〇年三月三〇日教育委員会規則第三号

(目的)

第一条 この規則は、港区社会教育委員の設置に関する条例(昭和四十四年港区条例第五号)第五条の規定に基づき、港区社会教育委員の会議(以下「会議」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第二条 会議に、委員の互選による議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 議長は、会議を総括する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第三条 会議は教育長が招集する。

(議事)

第四条 会議の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第五条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に関する事項については、その議事に加わるができない。ただし、会議の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第六条 会議の庶務は、港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課で処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、港区教育委員会

教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一〇年二月一八日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二四日教育委員会規則第一三号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月二八日教育委員会規則第一〇号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成三〇年三月三〇日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。